

官報

号外 平成十四年四月九日

○第一百五十四回 衆議院会議録 第二十二号

平成十四年四月九日(火曜日)

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

土壤汚染対策法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

議事日程 第十五号

平成十四年四月九日

午後一時開議

第一 土壤汚染対策法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

日程第一 土壤汚染対策法案(内閣提出)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨
説明及び質疑

○議員辞職の件
議員(綿貫民輔君) 議員加藤紘一君から辞表が提出されております。これにつきお諮りいたしたいと思います。

まず、その辞表を朗読させます。

[参事朗誦]

辞職願

今般 一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしました御許可願います。

平成十四年四月八日

衆議院議員 加藤 紘一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

加藤紘一君の辞職を許可するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、辞職を許可することに決まりました。

次に、原案及び修正案を一括して討論を行い、採決の結果、修正案は賛成少數をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

次に、原案及び修正案を一括して討論を行い、採決の結果、修正案は賛成少數をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(総務大臣) この際、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

趣旨説明

○議長(総務大臣) この際、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明を求めます。総務大臣片山虎之助君。

(国務大臣片山虎之助君登壇)

○国務大臣(片山虎之助君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

○議長(総務大臣) 平成九年の一部改正法の附則第五条において、政府は、法施

行後五年経過後に、事業支配力の過度集中を防止する観点から、設立等が禁止される持ち株会社の範囲、大規模会社の株式保有総額の制限の対象となる株式の範囲等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。

また、政府は、昨年三月末に閣議決定した規制改革推進三ヵ年計画において、現行の持ち株会社検討し、平成十三年度中に結論を得て、平成十四年度中に所要の措置を講ずることとしておりま

す。

今回は、これらの閣議決定等を踏まえ、会社の株式保有の制限に関する規定の改正を行つべく、

また、これにあわせて、書類の送達規定等についての規定の整備及び法人等に対する罰金の上限額の引き上げを行うため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説

明申し上げます。

第一に、大規模会社の株式保有総額の制限に関する規定を廃止することとしております。

第二に、現行の持ち株会社規制を、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等を禁止する規制に改めることとしております。

第三に、金融会社による他の国内の会社の議決権保有制限の対象範囲を縮減することとしております。

第四に、書類の送達について、外国における送達規定である民事訴訟法第百八条の規定を新たに準用する等、書類の送達規定等についての規定の整備を行うこととしております。

第五に、私的独占、不当な取引制限等の違反について、法人等に対する罰金の上限額を五億円に引き上げることとしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございましたことが、我が国経済の停滞の原因であります。

います。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(拍手)

○議長(総務大臣) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。後藤茂之君。

(後藤茂之君登壇)

○後藤茂之君 後藤茂之です。

民主党・無所属クラブを代表して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

なぜ、我が国は、今停滞しているのか。

我が国は、これまでの十数年間、バブルへの対応

の誤りに加え、長期的展望を欠いたその場しのぎ

のばらまき型の景気対策や極端な金融緩和政策の採用によって、経済のグローバル化、技術革新の急速な進展、IT化、少子高齢化といった経済社会の構造変化に対応した構造改革を結果として先

送りしてしまいました。構造改革による生産性や効率性の低い分野から高い分野への諸資源の移転

や潜在的な需要に対応する新しい商品、新しいサービスを生み出すイノベーションを阻害してき

たことが、我が国経済の停滞の原因であります。

そこで、公正な競争を実現するための競争政策とは何か。競争法により保護されるべき対象は、

いわば、資本の論理の欠如、マーケット原理による効率化の欠如と言わざるを得ません。それゆえに、構造改革なくして経済の回復なしという考え方には、基本的には全く正しいと考えます。要は、それが本当に実行に移せるかどうかが問題です。勇気を持って構造改革のメニューを一つずつ実行していく覚悟が今の政府にあるのか、改めて官房長官並びに経済産業大臣に伺います。

経済社会の構造改革とは、基本的に自己責任原則と市場原理に立脚し、国際的にも開かれた自由な経済社会を実現することを通じて達成されるべきものです。このためには、経済的規制の分野での規制改革ばかりでなく、医療、福祉、労働などといった社会的規制の分野での規制改革を推進することが必要です。また、規制改革の推進と合わせて、消費者、国民の利益の確保を目的とした公正で自由な競争ルールの確立、すなわち競争政策が重要となります。

競争という言葉は、福沢諭吉がコンペティションという英語を翻訳し、造語したものであり、日本にはそもそもそうした概念がありませんでした。「福翁自伝」には、幕府の役人に、「争」という語を使用することは穢やかならぬと叱責されたと書かれています。しかし、今では、内閣府の行つた世論調査によれば、国民の七割以上が、競争についてよいイメージを有しており、公正な競争を望んでいます。

そこで、公正な競争を実現するための競争政策とは何か。競争法により保護されるべき対象は、

競争なのか、競争者なのか、その哲学を明確にしておく必要があります。もちろん、一度競争者がいなくなると二度と競争者が生まれてこないような不可逆的競争を認めることが誤りであることは、言つまでもありません。また、競争に敗れた者に対するセーフティーネット政策は別に必要です。しかし、競争法の哲学とは、少なくとも弱者保護的観点から競争者を保護するものではないと考えます。公正取引委員会委員長の見解を伺います。

現実には、現下の厳しい経済情勢のもと、ぎりぎりの条件で苦しい経営を迫られている多くの下請中小企業が泣いています。週末発注や不当な価格設定など、不公正な取引を放置して公正な競争は決して成り立ちません。公正の意味を改めて再確認し、ガイドラインによる的確な対応を求めます。

次に、競争政策は、消費者の利益を究極の目的としています。消費者の適切な判断を通じて公正な競争が実現するためには、消費者に対する的確な情報の提供を行うことが重要です。独占禁止法が消費者に誤認される表示を、不公正な取引方法の一類型である欺瞞的顧客誘引として禁じ、その特別法である景品表示法が不当表示として禁じているのはそのためです。

例えば、最近、表示をめぐる不正が相次ぐ中、消費者の不信が高まっており、その厳正な執行が強く望されます。しかしながら、現行の不当表示規制の適用要件は、表示が実際のものより著しく

優良であるかのようになっていること、また、不表示がない場合や表示があつても競争者への侵害が明確でない場合には、不当表示規制は適用できません。消費者の適正な選択を阻害する行為の規制範囲を拡大し、一定の重要な情報を積極的に提示することを義務づけるなど、現行の不当表示規制を改正すべきと考えます。公正取引委員会委員長の見解を伺います。

また、これまで、公正取引委員会は、独占法の執行により、規制改革の実効性を継続的に監視し、関係省庁との縦割り行政の枠を超えた一般的な規制改革の実現に先導的な役割を果たしてきました。省庁再編成の際、国家行政組織法十五条の政策調整の機能が明文化されたところであります。今後とも、こうした機能がますます重要となります。

そこで、競争政策を担う公正取引委員会の制度的位置づけは、特定の政策を所管する省庁のものではなく、内閣府に移行すべきと考えます。官房長官の御意見を伺います。

国際化や技術革新が急速に進展する中で、的確かつ迅速な企業結合審査が求められます。このことは基本的に競争促進的と考えられますが、消費者が十分なメリットを受けられることを丁寧に検証することが必要です。グローバルな市場での競争力の評価、イノベーションの競争に及ぼす影響、ネットワーク社会のもとにおける市場への影響など、新しい課題に対し迅速かつ機動的な対

応が求められています。そのための公正取引委員会の体制の整備が必要です。総務大臣の御見解を伺います。

第一は、一般集中規制が、日本経済の実態に照らし、今でも本当に必要なのかという点です。

改正案では、総合商社を念頭に置いて創設された九条の一については、商社の融資力や取引額などが大幅に低下し、系列取引などの状況も今後変化すると見込まれるため、廃止することとされています。しかし、昭和二十一年の独占法制定時に、旧財閥、経済の民主化政策を念頭に置いて創設された九条の一般集中規制については、市場集中規制などではカバーし切れない可能性を想定しますが、今後とも、こうした機能がますます重要となります。

第二に、持ち株会社について、「事業支配力が過度に集中すること」の考え方には、公正取引委員会のガイドラインで公表されています。今回新たに、事業会社についての考え方も同様に示すこととなるでしょうが、どのようなガイドラインを示されるお考えか、基本的な方針を伺います。

第三に、刑事罰を強化することについては、他の経済法規と比較しても理解できるところですが、法令の抑止力を高めるためには、刑事罰ばかりでなく、課徴金も含めた措置体系全般の見直しを図るべきと考えます。

例え、課徴金制度は、カルテルによる経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれをそのまま保持できないようにすることによって禁止規定の実効性を高めるための行政措置ですが、私的独占などへの適用の拡大、対価の算定など、新しい制度の枠組みを検討する必要があります。刑事罰の引き上げも含めた今後の措置体系全般の見直しについてのお考えを伺います。

独占禁止法にかかる課題として、入札談合、価格協定などが社会問題となつており、これを積極的に排除する必要があります。特に、いわゆる官製談合については早急に対応が求められています。

す。内閣府が行った世論調査においても、半数以上の国民が、入札談合の取り締まりが不十分であると答えています。

公共事業自体は、国民生活を支える社会的イン

フラを整備するために、引き続き、大変重要な意義を有しております。だからこそ、効率的な予算の執行、透明性を確保することにより、国民の信頼を取り戻さねばなりません。

公正取引委員会の排除勧告については、これまで、事業者のみが対象になっているために官製談合を防止する効果が乏しかったことから、発注者側である官に対し、公正取引委員会が改善措置要求を行えるようにするなど、独禁法を見直すべきと考えます。民主党では、こうした内容を含む官製談合防止法案を、昨年、国会に提出いたしました。

政府としては、官製談合の問題についてどのように対応を図るおつもりなのか、官房長官の見解を伺いたいと思います。

合理性に乏しい、既得権益を温存する競争制限的な規制や制度が撤廃できなければ、我が国の構造改革を進めることはできません。

最後に、自己責任原則と市場原理に基づく我がルールを支える競争政策の果たす決定的な重要性を改めて指摘し、独禁法の一部改正法案に対する質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣片山虎之助君登壇〕

○国務大臣(片山虎之助君) 私には、公正取引委員会の体制についての御質問があります。

市場における公正かつ自由な競争の重要性は、言うまでもありません。そこで、今年度の予算に

おきましては、独禁法違反事件に対します執行力の強化や、企業結合事案に対する迅速かつ的確な審査のため、四十人の増員を認めることにいたしました。例年だと大体十人前後でござりますけれども、四十人という破格の増員でございまして、今後とも、公取委の体制の整備に努力してまいります。

以上です。

〔政府特別補佐人根來泰周君登壇〕

○政府特別補佐人(根來泰周君) 後藤議員にお答えいたします。

競争法により保護されるべき対象についてのお尋ねでございます。

競争法であるいわゆる独占禁止法は、私的独占、カルテル等を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、公正かつ自由な競争を促進することにより、究極的には、一般消費者の利益を確保することとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とすると規定されておりま

す。

このように、同法は、公正かつ自由な競争の促進を直接の目的としており、公正な競争を担保するプロセス、言いかえれば、競争秩序そのものを

保護する法律であると承知しております。

なお、中小企業に対する不公正な取引については、その内容や考え方を明確化するとともに、違法行為には適切に対処してまいります。

次に、現行の不当表示規制を改正すべきとのお尋ねでございます。

公正取引委員会におきましては、昨年十一月以降、有識者から成る消費者取引問題研究会を開催し、現行のいわゆる景品表示法に規定する不当表示規制の見直しをも含め、消費者の適正な選択を

ゆがめる行為への対応のあり方について検討を行っています。本年秋ごろを目途に研究会報告書を取りまとめる予定であり、これを踏まえ、所要の措置を講じてまいりたいと考えております。

法案の具体的な内容についての御質問にお答えいたします。

第一に、一般集中規制の必要性についてのお尋ねでございます。

市場集中規制は、個別の市場における競争制限に着目した規制であるのに対し、一般集中規制は、国民経済全体における特定の企業グループへの経済力の集中等を防止するための規制であります。

この措置体系全般の見直しにつきましては、各界の有識者により開催された、「二十一世紀にふさわしい競争政策を考る懇談会」の提言においても、独占禁止法違反行為に対する抑止力を強化するため検討の必要性が指摘されており、公正取引委員会としても、今後、関係各方面の御意見をいただいて、この見直しに係る検討を行ってきました。

我が国経済実態を見ますと、御指摘のとおり、変化が見られるものの、将来はともかく、現時点では、大規模な企業グループの存在、株式保有を通じた取引関係の維持強化等といった状況があります。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣福田康夫君登壇〕

○国務大臣(福田康夫君) 後藤議員にお答えいた

ます、構造改革のメニューを一つずつ実行して

る等の競争上の問題の発生を防止するためには、事後的に規制するだけではなく、一般集中規制を維持することが適当であると考えております。

第二に、「事業支配力が過度に集中すること」の考え方を示すガイドラインについてのお尋ねでございます。

持ち株会社及び事業会社について、「事業支配力が過度に集中すること」の考え方は同一であることから、両者に共通したガイドラインを考慮すべきでないかと思います。

ガイドラインの具体的な内容については、今後、国会での御審議の状況、関係各方面からの意見等を勘案しつつ検討し、できるだけ明確な形でお示ししたいと考えております。

第三に、今後の措置体系全般の見直しについてのお尋ねでございます。

この措置体系全般の見直しにつきましては、各の有識者により開催された、「二十一世紀にふさわしい競争政策を考る懇談会」の提言においても、独占禁止法違反行為に対する抑止力を強化するため検討の必要性が指摘されており、公正取引委員会としても、今後、関係各方面の御意見をいただいて、この見直しに係る検討を行ってきました。

いく覚悟が政府にあるのかというお尋ねでございました。

小泉内閣は、るべき構造改革を行わなければ

経済の再生はないという考え方のもとに、発足以

来、我が國の「聖域なき構造改革」に全力で取り組

んでまいりました。道路公団の民営化、住宅金融

公庫の廃止など、これまで不可能だと思われてい

た改革が、国民の幅広い支持によって着実に実現

の方向に向かっておりますし、また、待機児童ゼ

ロ作戦の展開、低公害車の普及促進、思い切った

医療制度改革など、国民生活に関連した構造改革

を推進しているところでございます。

これからも、改革なくして成長なしとの決意の

もと、不良債権処理、規制改革、郵政事業改

税制改革などの構造改革を強力かつ迅速に遂行し

てまいります。

次に、公正取引委員会の位置づけについてのお

尋ねがございました。

公正取引委員会については、昨年閣議決定し

た、今後の経済財政運営及び経済構造改革の基本

方針に基づき、政府としても、規制当局からの独

立性、中立性等の観点から、よりふさわしい体制

に移行することを検討しているところであります。

す。

告

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する後藤茂之君の質疑 議長の報

五

がございました。

国、地方公共団体等の職員が入札談合等に関与

するいわゆる官製談合は、あってはならないこと

であり、その防止を図ることは重要なことと認識

してあります。

政府いたしましては、与党三党における検討

に協力してまいりましたが、その結果を尊重して

まいりたいと思っております。(拍手)

〔國務大臣平沼赳天君登壇〕

○國務大臣(平沼赳天君) 後藤議員にお答えさせ

ていただきました。

改革工程メニューを着実に実行しているか、ま

た今後していくか、こういう御質問でございました。

改革工程メニューを着実に実行しているか、ま

た今後していくか、こういう御質問でございました。

改革工程メニューを着実に実行しているか、ま

た今後していくか、こういう御質問でございました。

改革工程メニューを着実に実行しているか、ま

た今後していくか、こういう御質問でございました。

改革工程メニューを着実に実行しているか、ま

た今後していくか、こういう御質問でございました。

す。

さらに、経済財政諮問会議の中で、改革工程表

というものができました。この中に、五百項目余

り、構造改革が列挙されているところであります

て、経済産業省いたしましても八十項目を出さ

せていただいて、産学官の連携でありますとか、

地域の新技術の創造でありますとか、都市再生の

プロジェクト、こういった中で八十項目を出させ

ていただいて、そのうち、六十二項目が実施の段

階に入っているわけであります。

さらに、これから力点を置いていくところは、

これから日本は、アブリケーションを伸ばしていく

とか、このことを一つ構造改革の柱にすること

と、さらにもう一つは知的財産、この戦略をし

かりやっていくこと、これも構造改革を伴ってい

くことでありますから、こういう点もメニューに

おりだと思っています。

私は、経済産業省いたしましては、昨年、小

泉内閣が発足した直後に、これから新しいベン

チャー企業を育てよう、さらには新しいイノベー

ションを起こして、そして経済に活力を与えるよ

う、こういうことで、新市場・雇用創出に向けた

出席国務大臣

総務大臣 片山虎之助君
経済産業大臣 平沼赳天君

環境大臣 大木 浩君

國務大臣 福田 康夫君

出席政府特別補佐人

公正取引委員会 原來 泰周君

○議長の報告

(理事補欠選任)

一、去る五日、内閣委員会において、次のとおり

理事を補欠選任した。

理事 野田 佳彦君 (理事藤村修君去る五日)

理事辞任につきその補欠

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 谷本 龍哉君 小泉 龍司君
山元 勉君 前原 誠司君

補欠 小泉 龍司君 谷本 龍哉君

前原 誠司君 山元 勉君

辞任 錦田さゆり君 細川 律夫君

不破 哲三君 中林よし子君

原 阳子君	北川れん子君
大谷 信盛君	肥田美代子君
平岡 秀夫君	伊藤信太郎君
一川 保夫君	中野 清君
北川れん子君	松島みどり君
黄川田 徹君	細野 豪志君
藤木 洋子君	三井 辨雄君
植田 至紀君	山内 功君
伊藤信太郎君	山花 郁夫君
相沢 英之君	福島 豊君
重野 安正君	東 祥三君
瀬古由起子君	手塚 仁雄君
武藤 嘉文君	金子善次郎君
小西 理君	石井 紘基君
平野 博文君	葉山 峻君
手塚 仁雄君	山田 敏雅君
金子善次郎君	神崎 武法君
石井 紘基君	塙田 晋君
葉山 峻君	大森 猛君
山田 敏雅君	春名 真章君
神崎 武法君	山口わか子君

(議案受領)	一、去る五日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案(内閣提出第五一号)	第一次のとおりである。
弁理士法の一部を改正する法律案	第二次のとおりである。
更生保護事業法等の一部を改正する法律案	第三次のとおりである。
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案	第四次のとおりである。
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案	第五次のとおりである。
(議案付託)	第六次
一、去る五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	第七次
一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	第八次
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案(参議院提出、参法第一〇号)	第九次
(議案付託)	第十次
一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	第十一次
特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(参議院送付)	第十二次
弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)(参議院送付)	第十三次
特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)(参議院送付)	第十四次
弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号)(参議院送付)	第十五次

(議案提出)	一、去る五日、議員から、次の議案を撤回する旨の申し出があった。
商業広告に係る電子メール通信の適正化に関する法律案(玄葉光一郎君外二名提出、第百五十三回国会衆法第二二号)	一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
(質問主意書提出)	一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
セクシャルハラスメントの被害者救済に関する質問主意書(阿部知子君提出)	一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。
(答弁書受領)	一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。

医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案(山井和則君外三名提出)	一、去る五日、内閣から提出した質問主意書は次のとおりである。
(内閣提出第一六号)	一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。
自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)(参議院送付)	一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。
環境委員会 付託	一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。

は「多くの国民が関心を持つ交通安全運動の中核である協会」と認識されているのであれば、なぜ、昨年、警察庁が脱税(それも重加算税も追徴)を把握した時点で、その事実を公表されなかつたのか。またその事実の公表を全日本交通安全協会に指導しなかつたのか。お示し願いたい。

また当時、国家公安委員長(現在同様、村井仁氏)には、この脱税の事実は報告されていたか。

また今後は、警察庁所管の公益法人による脱税があつた場合、その事実の報告を求め、報告があつた場合、公表されるおつもりか否か。また公表を当該団体に指導するおつもりか否か。合わせてお示し願いたい。

二 国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人の中で、過去十年間まで、脱税をしていた団体を、①脱税が指摘された時期、②団体名、③追徴額、④重加算税の有無、⑤脱税の内容、⑥脱税の事実を所管の省庁に報告したか否か。⑦脱税の事実を所管の大臣・長官に報告したか否か。⑧脱税の事実を所管の省庁に報告している場合、その報告の時期、⑨脱税の事実の公表の有無、⑩脱税の事実を公表している場合は、その時期、⑪脱税の事実を公表していない場合はその理由、⑫脱税に関連した職員の处分内容、⑬所管省庁担当部門に対する処分内容、⑭当該団体の過去の、国家公務員退職者の受け入れ(いわゆる天下り)の有無、⑮天下りを受け

入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属省庁及び役職・受け入れ時期、以上をそれぞれの団体ごとにお示し願いたい。

三 国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人合せたすべての団体数はいくつか。国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人のうち、脱税をしていた団体はいくつか。国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人合わせたすべての団体数を分子として国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人のうち、脱税をした企業はいくつか。企業の数を分子として百を乗じるといふらか。

四 企業の数はいくつか。企業の数を分子として脱税した企業の数を分子として百を乗じた数はいくらか。

右質問する。

内閣衆賀一五四第五一号

平成十四年四月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員妻昭君提出国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人の脱税の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員妻昭君提出国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人の脱税の実態に関する質問に対する答弁書

一について

警察庁は、全日本交通安全協会(以下「協会」という。)から法人税に係る更正及び加算税の賦課決定の通知を受けた旨の連絡を受けたが、公益法人について同様の事案が生じた場合には、公

益法人について同様の事案が生じた場合には、公通例として、所管官庁がその事実を公表し、又はその事実を公表するよう当該公益法人に対して指導することがない理解していたことから、右の連絡を受けた時点で、協会が通知を受けた事実、通知の内容等について公表し、又はそれを公表するよう協会に指導しなかつたものである。

警察庁が右の連絡を受けた時点で、協会が通知を受けた事実、通知の内容等は、国家公安委員会委員長に報告されていない。

国機関が所管する平成十二年十月一日現在の公益法人の数と、平成十四年四月一日現在の独立行政法人及び特殊法人の数の合計は七千二百八十五であり、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四条に規定する「法人税を納める義務がある」法人(以下「納稅義務者たる法人」という。)の数は平成十三年六月末現在で二百八十八万五千(清算中の法人を除く。)である。

納稅義務者たる法人に対する実地調査は、すべてのものについて行われているものではないことから、隠ぺい等を行つていた国所管公益法人等の数及び納稅義務者たる法人の数について把握できない。

今後とも、警察庁においては、警察庁が所管する公益法人について同様の事案が生じたとの情報に接した場合には、個別具体的な事案に即して、当該事案の公表又は当該公益法人に対する指導の要否等について適切に判断してまいりたい。

お尋ねの「脱税」が何を指すのか明らかではないが、国の機関が所管する公益法人、独立行政法人及び特殊法人(以下「国所管公益法人等」という。)であつて、平成三年七月から平成十三年六月までの間ににおける国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第六十八条にいう課税標準

等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部の隠ぺい、又は仮装(以下「隠ぺい等」という。)を指摘されたことを国所管公益法人等からの報告等により所管官庁において把握できたもの(当該法人から隠ぺい等の事実を明らかにすることについて同意が得られなかつたものを除く。)について、お尋ねの事項は、別表のとおりである。

三及び四について

国機関が所管する平成十二年十月一日現在の公益法人の数と、平成十四年四月一日現在の独立行政法人及び特殊法人の数の合計は七千二百八十五であり、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四条に規定する「法人税を納める義務がある」法人(以下「納稅義務者たる法人」という。)の数は平成十三年六月末現在で二百八十八万五千(清算中の法人を除く。)である。

納稅義務者たる法人に対する実地調査は、すべてのものについて行われているものではないことから、隠ぺい等を行つていた国所管公益法人等の数及び納稅義務者たる法人の数について把握できない。

なお、平成十二年七月から平成十三年六月までの間に、国所管公益法人等を含む納稅義務者たる法人に対し実地調査を行つた件数は十四万三千件であり、このうち、法人税に係る隠ぺい等を行つていた事実を把握した件数は三万一千件である。

官 報 (号 外)

別表

平成十四年四月九日

衆議院会議録第二十一号

議長の報告

所管官庁名	国家公安委員会																																																																						
1 法人が課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装していた旨の指摘(以下「当該事実」という。)を受けた時期	平成13年2月																																																																						
2 団体名	(財)全日本交通安全協会																																																																						
3 追徴額	153,500(千円)																																																																						
4 重加算税の有無	有り																																																																						
5 当該事実の内容	① 雜収入の計上漏れ ② 交際費等を損金に計上 等																																																																						
6 当該事実の所管官庁への報告の有無	有り																																																																						
7 当該事実の所管官庁の大臣・長官への報告の有無	無し																																																																						
8 当該事実を所管官庁に報告している場合、その報告の時期	平成13年2月																																																																						
9 当該事実の公表の有無	無し																																																																						
10 当該事実を公表している場合、その時期	一																																																																						
11 当該事実を公表していない場合、その理由	公益法人に係る同様の事案が生じた場合、所管官庁において公表又は法人に対し公表を指導することが通例でないと理解していたため。																																																																						
12 当該事実に関連した職員の処分内容	無し																																																																						
13 所管官庁担当部門に対する処分内容	無し																																																																						
14 当該団体の過去の国家公務員退職者の受入れの有無	有り																																																																						
15 当該団体が、過去に国家公務員退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属省庁及び役職・受入時期	<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>池田 速雄</td> <td>國島 文彦</td> </tr> <tr> <td>前の所属省庁</td> <td>警察庁</td> <td>警察庁</td> </tr> <tr> <td>役職</td> <td>警察大学校長</td> <td>警視総監</td> </tr> <tr> <td>受入時期</td> <td>昭和60年6月～平成3年6月</td> <td>昭和62年6月～平成3年6月</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>福島 静雄</td> <td>島田 俊郎</td> </tr> <tr> <td>前の所属省庁</td> <td>警察庁</td> <td>警察庁</td> </tr> <tr> <td>役職</td> <td>中部管区警察局長</td> <td>山形県警察本部長</td> </tr> <tr> <td>受入時期</td> <td>平成元年1月～平成5年6月</td> <td>平成3年6月～平成9年6月</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>山下 重信</td> <td>大堀太千男</td> </tr> <tr> <td>前の所属省庁</td> <td>警察庁</td> <td>警察庁</td> </tr> <tr> <td>役職</td> <td>新潟県警察本部長</td> <td>警視総監</td> </tr> <tr> <td>受入時期</td> <td>平成3年6月～平成8年9月</td> <td>平成3年6月～平成4年8月</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>山崎 肅</td> <td>大角 良二</td> </tr> <tr> <td>前の所属省庁</td> <td>警察庁</td> <td>警察庁</td> </tr> <tr> <td>役職</td> <td>長野県警察本部長</td> <td>中部管区警察局公安部長</td> </tr> <tr> <td>受入時期</td> <td>平成4年1月～平成9年2月</td> <td>平成9年6月～現在</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>仲村 規雄</td> <td>仁平 閔雄</td> </tr> <tr> <td>前の所属省庁</td> <td>警察庁</td> <td>警察庁</td> </tr> <tr> <td>役職</td> <td>北海道警察本部長</td> <td>警視総監</td> </tr> <tr> <td>受入時期</td> <td>平成5年6月～平成10年8月</td> <td>平成5年6月～平成6年5月</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>田邊八洲雄</td> <td>桑田 錬造</td> </tr> <tr> <td>前の所属省庁</td> <td>警察庁</td> <td>警察庁</td> </tr> <tr> <td>役職</td> <td>茨城県警察本部長</td> <td>北海道警察本部長</td> </tr> </table>		氏名	池田 速雄	國島 文彦	前の所属省庁	警察庁	警察庁	役職	警察大学校長	警視総監	受入時期	昭和60年6月～平成3年6月	昭和62年6月～平成3年6月	氏名	福島 静雄	島田 俊郎	前の所属省庁	警察庁	警察庁	役職	中部管区警察局長	山形県警察本部長	受入時期	平成元年1月～平成5年6月	平成3年6月～平成9年6月	氏名	山下 重信	大堀太千男	前の所属省庁	警察庁	警察庁	役職	新潟県警察本部長	警視総監	受入時期	平成3年6月～平成8年9月	平成3年6月～平成4年8月	氏名	山崎 肅	大角 良二	前の所属省庁	警察庁	警察庁	役職	長野県警察本部長	中部管区警察局公安部長	受入時期	平成4年1月～平成9年2月	平成9年6月～現在	氏名	仲村 規雄	仁平 閔雄	前の所属省庁	警察庁	警察庁	役職	北海道警察本部長	警視総監	受入時期	平成5年6月～平成10年8月	平成5年6月～平成6年5月	氏名	田邊八洲雄	桑田 錬造	前の所属省庁	警察庁	警察庁	役職	茨城県警察本部長	北海道警察本部長
氏名	池田 速雄	國島 文彦																																																																					
前の所属省庁	警察庁	警察庁																																																																					
役職	警察大学校長	警視総監																																																																					
受入時期	昭和60年6月～平成3年6月	昭和62年6月～平成3年6月																																																																					
氏名	福島 静雄	島田 俊郎																																																																					
前の所属省庁	警察庁	警察庁																																																																					
役職	中部管区警察局長	山形県警察本部長																																																																					
受入時期	平成元年1月～平成5年6月	平成3年6月～平成9年6月																																																																					
氏名	山下 重信	大堀太千男																																																																					
前の所属省庁	警察庁	警察庁																																																																					
役職	新潟県警察本部長	警視総監																																																																					
受入時期	平成3年6月～平成8年9月	平成3年6月～平成4年8月																																																																					
氏名	山崎 肅	大角 良二																																																																					
前の所属省庁	警察庁	警察庁																																																																					
役職	長野県警察本部長	中部管区警察局公安部長																																																																					
受入時期	平成4年1月～平成9年2月	平成9年6月～現在																																																																					
氏名	仲村 規雄	仁平 閔雄																																																																					
前の所属省庁	警察庁	警察庁																																																																					
役職	北海道警察本部長	警視総監																																																																					
受入時期	平成5年6月～平成10年8月	平成5年6月～平成6年5月																																																																					
氏名	田邊八洲雄	桑田 錬造																																																																					
前の所属省庁	警察庁	警察庁																																																																					
役職	茨城県警察本部長	北海道警察本部長																																																																					

官 報 (号 外)

平成十四年四月九日 衆議院会議録第一二二号 議長の報告

受入時期	平成9年6月～平成13年5月	平成11年1月～平成13年10月
氏名	武井 澄男	今井 大助
前の所属省庁	警察庁	警察庁
役職	警察大学校長	東北管区警察局長
受入時期	平成11年1月～平成12年8月	平成13年3月～現在

(注) 「国家公務員退職者の受け入れの有無」は、国家公務員退職者の当該団体の常勤役員への就任の有無である(以下同じ。)。

所管官庁名	総務省・経済産業省	
1 当該事実を受けた時期	平成13年12月	
2 団体名	(財)日本情報処理開発協会	
3 追徴額	24,285(千円)	
4 重加算税の有無	有り	
5 当該事実の内容	① 翌期に計上すべき受託事業費を当期に繰上げ計上 ② 交際費等として処理すべき飲食等費用を受託事業に係る会場費として計上 等	
6 当該事実の所管官庁への報告の有無	総務省	無し
	経済産業省	有り
7 当該事実の所管官庁の大蔵・長官への報告の有無	総務省	無し
	経済産業省	有り
8 当該事実を所管官庁に報告している場合、その報告の時期	総務省	無し
	経済産業省	平成13年12月
9 当該事実の公表の有無	無し	
10 当該事実を公表している場合、その時期	一	
11 当該事実を公表していない場合、その理由	原因の調査及び再発防止のための監査体制の整備等、必要な対応についての検討が先決と判断したため。	
12 当該事実に関連した職員の処分内容	担当者に対するけん責処分	
13 所管官庁担当部門に対する処分内容	無し	
14 当該団体の過去の国家公務員退職者の受け入れの有無	有り	
15 当該団体が、過去に国家公務員退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属省庁及び役職・受入時期	氏名	中屋敷正人
	前の所属省庁	通商産業省
	役職	工業技術院総務部 技術審議官
	受入時期	昭和59年6月～平成4年9月
	氏名	照山 正夫
	前の所属省庁	通商産業省
	役職	大臣官房付 (国土庁長官官房審議官)
	受入時期	昭和63年7月～平成11年9月
	氏名	原中 祐生
	前の所属省庁	労働省
	役職	大臣官房付 (雇用促進事業団 大阪支部長)
	受入時期	平成4年4月～平成7年3月
	氏名	毛利 二教
	前の所属省庁	総務省

官 報 (号 外)

平成十四年四月九日 衆議院会議録第二十二号 議長の報告

	役職	中国四国管区行政監察局長	大臣官房付 (雇用促進事業団施設建設部次長)
	受入時期	平成5年4月～平成10年9月	平成7年4月～平成9年3月
	氏名	川路 二男	芋坂 和邦
	前の所属省庁	労働省	総務省
	役職	職業安定局高齢・障害者対策部主任中央失業対策事業監察官	中国四国管区行政監察局長
	受入時期	平成9年4月～平成11年3月	平成10年10月～現在
	氏名	宮川 秀眞	城 哲也
	前の所属省庁	通商産業省	労働省
	役職	中国通商産業局長	大臣官房付 (雇用促進事業団職業訓練学校職業訓練研修センター所長(兼)副校長)
	受入時期	平成11年2月～現在	平成11年4月～平成13年4月
	氏名	新 欣樹	—
	前の所属省庁	通商産業省	—
	役職	中小企業庁長官	—
	受入時期	平成11年10月～現在	—
	所管官庁名	文部科学省・厚生労働省	
1 当該事実を受けた時期	平成12年12月		
2 団体名	(社)北里研究所		
3 追徴額	36,255(千円)		
4 重加算税の有無	有り		
5 当該事実の内容	① 交際費を研究費等に計上 ② 研究費収入を寄付金として計上 等		
6 当該事実の所管官庁への報告の有無	有り		
7 当該事実の所管官庁の大蔵・長官への報告の有無	文部科学省	無し	
	厚生労働省	有り	
8 当該事実を所管官庁に報告している場合、その報告の時期	平成13年8月		
9 当該事実の公表の有無	無し		
10 当該事実を公表している場合、その時期	—		
11 当該事実を公表していない場合、その理由	所管官庁への報告以前に報道がなされたことや、追徴に係る所要の納税を行い、所管官庁への報告があったことから、あえて公表の必要がないと判断したため。		
12 当該事実に関連した職員の処分内容	担当者に対する口頭厳重注意		
13 所管官庁担当部門に対する処分内容	無し		
14 当該団体の過去の国家公務員退職者の受け入れの有無	無し		
15 当該団体が、過去に国家公務員退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属省庁及び役職・受入時期	氏名	—	
	前の所属省庁	—	
	役職	—	
	受入時期	—	
	氏名	—	
	前の所属省庁	—	

官 報 (号 外)

平成十四年四月九日 衆議院会議録第一十二号 議長の報告

二

役職	—	—
受入時期	—	—
氏名	—	—
前の所属省庁	—	—
役職	—	—
受入時期	—	—

所 管 官 庁 名	厚生労働省	
1 当該事実を受けた時期	平成11年12月	
2 団体名	(財)給水工事技術振興財団	
3 追徴額	294,000(千円)	
4 重加算税の有無	有り	
5 当該事実の内容	所得として計上すべきところ、損金として計上	
6 当該事実の所管官庁への報告の有無	有り	
7 当該事実の所管官庁の大臣・長官への報告の有無	有り	
8 当該事実を所管官庁に報告している場合、その報告の時期	平成12年3月	
9 当該事実の公表の有無	有り	
10 当該事実を公表している場合、その時期	平成12年3月	
11 当該事実を公表していない場合、その理由	—	
12 当該事実に関連した職員の処分内容	① 事務局長の減俸 ② 理事長及び専務理事の報酬の一部返上	
13 所管官庁担当部門に対する処分内容	無し	
14 当該団体の過去の国家公務員退職者の受け入れの有無	有り	
15 当該団体が、過去に国家公務員退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属省庁及び役職・受入時期	氏名	浜田 康敬
	前の所属省庁	厚生省
	役職	生活衛生局水道環境部長
	受入時期	平成11年10月～平成13年3月
	氏名	—
	前の所属省庁	—
	役職	—
	受入時期	—
	氏名	—
	前の所属省庁	—
	役職	—
	受入時期	—

所 管 官 庁 名	経済産業省	
1 当該事実を受けた時期	平成12年10月	
2 団体名	(財)日本品質保証機構	
3 追徴額	42,435(千円)	
4 重加算税の有無	有り	

官 報 (号 外)

平成十四年四月九日
衆議院会議録第二十二号
議長の報告

5 当該事実の内容	翌期に計上すべき業務委託費等を当期に繰上げ計上 等		
6 当該事実の所管官庁への報告の有無	有り		
7 当該事実の所管官庁の大臣・長官への報告の有無	有り		
8 当該事実を所管官庁に報告している場合、その報告の時期	平成12年10月		
9 当該事実の公表の有無	有り		
10 当該事実を公表している場合、その時期	平成13年11月		
11 当該事実を公表していない場合、その理由	—		
12 当該事実に関連した職員の処分内容	役職員の給与の一部返納		
13 所管官庁担当部門に対する処分内容	無し		
14 当該団体の過去の国家公務員退職者の受入れの有無	有り		
15 当該団体が、過去に国家公務員退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属省庁及び役職・受入時期	氏名	久米田秀夫	池田 徳三
	前の所属省庁	通商産業省	通商産業省
	役職	通商政策局国際経済部 国際経済課長	大臣官房審議官
	受入時期	昭和53年2月～平成8年6月	平成4年7月～平成8年6月
	氏名	佐久間謙司	大隅 正憲
	前の所属省庁	通商産業省	通商産業省
	役職	福岡通商産業局長	特許庁審査第一部長
	受入時期	平成8年7月～現在	平成12年10月～現在
	氏名	—	—
	前の所属省庁	—	—
	役職	—	—
	受入時期	—	—

所 管 官 庁 名	国土交通省
1 当該事実を受けた時期	平成8年12月
2 団体名	(財)ダム水源地環境整備センター
3 追徴額	7,422(千円)
4 重加算税の有無	有り
5 当該事実の内容	書籍棚卸の計上漏れ
6 当該事実の所管官庁への報告の有無	有り
7 当該事実の所管官庁の大臣・長官への報告の有無	有り
8 当該事実を所管官庁に報告している場合、その報告の時期	平成9年1月
9 当該事実の公表の有無	無し
10 当該事実を公表している場合、その時期	—
11 当該事実を公表していない場合、その理由	当該事実の内容にかんがみ、公表すべき重大な事案ではないと判断したため。
12 当該事実に関連した職員の処分内容	無し
13 所管官庁担当部門に対する処分内容	無し
14 当該団体の過去の国家公務員退職者の受入れの有無	有り

官 報 (号 外)

15 当該団体が、過去に国家公務員退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属省庁及び役職・受入時期	氏名	河津 四郎	廣瀬 利雄
	前の所属省庁	建設省	建設省
	役職	都市局首都高速道路公団 監理官	技監
	受入時期	昭和62年12月～平成5年6月	平成元年7月～平成6年5月
	氏名	山口 甚郎	内田 陽一
	前の所属省庁	建設省	建設省
	役職	国土地理院長	大臣官房審議官
	受入時期	平成3年6月～平成5年6月	平成5年10月～平成9年6月
	氏名	近藤 徹	荒井 治
	前の所属省庁	建設省	建設省
	役職	技監	関東地方建設局長
	受入時期	平成6年1月～平成7年12月	平成6年8月～平成9年6月
	氏名	鈴木 一	加藤 昭
	前の所属省庁	国土庁	北海道開発庁
	役職	長官官房審議官	事務次官
	受入時期	平成9年8月～平成11年7月	平成10年1月～現在
	氏名	満岡 英世	原田 譲二
	前の所属省庁	建設省	建設省
	役職	大臣官房付 (京都府土木建築部長)	国土地理院参事官
	受入時期	平成10年4月～平成14年1月	平成11年7月～現在
	氏名	内藤 勇	—
	前の所属省庁	建設省	—
	役職	建設大学校建設政策研究センター所長	—
	受入時期	平成11年7月～現在	—

所管官庁名	国土交通省
1 当該事実を受けた時期	平成7年8月
2 団体名	(財)リバーフロント整備センター
3 追徴額	21,176(千円)
4 重加算税の有無	有り
5 当該事実の内容	① 支出における収益事業・公益事業の区分に係る処理の誤り ② 支出における仕掛品の経費計上の年度区分に係る処理の誤り
6 当該事実の所管官庁への報告の有無	有り
7 当該事実の所管官庁の大蔵・長官への報告の有無	有り
8 当該事実を所管官庁に報告している場合、その報告の時期	平成7年10月
9 当該事実の公表の有無	無し
10 当該事実を公表している場合、その時期	—
11 当該事実を公表していない場合、その理由	当該事実の内容にかんがみ、公表すべき重大な事案ではないと判断したため。
12 当該事実に関連した職員の処分内容	無し

官 報 (号 外)

平成十四年四月九日

衆議院会議録第一十二号

議長の報告

13 所管官庁担当部門に対する処分内容	無し	
14 当該団体の過去の国家公務員退職者の受入れの有無	有り	
15 当該団体が、過去に国家公務員退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属省庁及び役職・受入時期	氏名	泉 正明
	前の所属省庁	自治省
	役職	大臣官房参事官
	受入時期	平成4年7月～平成8年6月
	氏名	紀陸 富信
	前の所属省庁	建設省
	役職	北陸地方建設局長
	受入時期	平成8年1月～平成9年3月
	氏名	松田 芳夫
	前の所属省庁	建設省
	役職	河川局長
	受入時期	平成8年10月～現在
	氏名	土屋 進
	前の所属省庁	建設省
	役職	北陸地方建設局長
	受入時期	平成9年7月～現在

所 管 官 庁 名	財務省	
1 当該事実を受けた時期	平成12年3月	
2 団体名	日本たばこ産業株式会社(以下「J T」という。)	
3 追徴額	340,994(千円)	
4 重加算税の有無	有り	
5 当該事実の内容	翌期に計上すべき委託調査の費用を当期に計上	
6 当該事実の所管官庁への報告の有無	有り	
7 当該事実の所管官庁の大臣・長官への報告の有無	有り(J Tから「国税当局から申告漏れによる追徴課税を受け、全額納付した。税務処理の一層の適正化に努めたい。」との説明を受けている旨報告した。)	
8 当該事実を所管官庁に報告している場合、その報告の時期	平成13年5月	
9 当該事実の公表の有無	無し	
10 当該事実を公表している場合、その時期	—	
11 当該事実を公表していない場合、その理由	税務上の問題を公表するか否かは、当事者であるJ Tの判断に委ねるべき問題であると考えたため。	
12 当該事実に関連した職員の処分内容	無し	
13 所管官庁担当部門に対する処分内容	無し	
14 当該団体の過去の国家公務員退職者の受入れの有無	有り	
15 当該団体が、過去に国家公務員退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属省庁及び役職・受入時期	氏名	水野 繁
	前の所属省庁	大蔵省
	役職	国税庁長官
	受入時期	昭和62年6月～平成6年6月
	氏名	加藤 泰彦
	前の所属省庁	大蔵省

官 報 (号 外)

平成十四年四月九日 衆議院会議録第二十二号 議長の報告

一六

役職	大臣官房付 (J T財務部長)	大臣官房審議官
受入時期	平成2年6月～平成6年6月	平成2年6月～平成4年5月
氏名	川崎 昭典	富沢 宏
前の所属省庁	大蔵省	大蔵省
役職	国税庁次長	国税庁次長
受入時期	平成4年6月～平成6年6月	平成5年6月～平成11年6月
氏名	水野 勝	村山 進
前の所属省庁	大蔵省	大蔵省
役職	国税庁長官	大臣官房審議官
受入時期	平成6年6月～平成13年6月	平成6年6月～平成9年6月
氏名	西方 俊平	小川 是
前の所属省庁	大蔵省	大蔵省
役職	造幣局長	事務次官
受入時期	平成10年6月～現在	平成13年6月～現在

所管官庁名	国土交通省	
1 当該事実を受けた時期	平成9年4月 平成12年5月	
2 団体名	帝都高速度交通営団	
3 追徴額	平成9年4月	264,590(千円)
	平成12年5月	1,078,205(千円)
4 重加算税の有無	有り	
5 当該事実の内容	平成9年4月	① 交際費の損金計上 ② 修繕費に関する計上方法の違い ③ 廉価品の計上漏れ 等
	平成12年5月	① 受託工事に関する収入計上時期の違い ② ソフトウェア購入費等の償却期間に関する違い ③ 交際費の損金計上 等
6 当該事実の所管官庁への報告の有無	無し	
7 当該事実の所管官庁の大蔵・長官への報告の有無	無し	
8 当該事実を所管官庁に報告している場合、その報告の時期	—	
9 当該事実の公表の有無	無し	
10 当該事実を公表している場合、その時期	—	
11 当該事実を公表していない場合、その理由	税務処理上の諸問題については、公表の義務はないと判断したため。	
12 当該事実に関連した職員の処分内容	無し	
13 所管官庁担当部門に対する処分内容	無し	
14 当該団体の過去の国家公務員退職者の受け入れの有無	有り	
15 当該団体が、過去に国家公務員退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属省庁及び役職・受入時期	氏名	中村 四郎
	前の所属省庁	岡田 専治
	役職	運輸省
	受入時期	昭和58年7月～平成3年7月

官 報 (号 外)

平成十四年四月九日 衆議院会議録第二十二号 議長の報告

氏名	永光 洋一	川嶋 烈
前の所属省庁	運輸省	大蔵省
役職	事務次官	大臣官房付 (国土庁長官官房審議官)
受入時期	昭和63年12月～平成8年7月	平成2年7月～平成4年6月
氏名	岩井 彦二	塙田 澄夫
前の所属省庁	建設省	運輸省
役職	大臣官房技術審議官	海上保安庁長官
受入時期	平成2年7月～平成6年11月	平成3年7月～平成5年6月
氏名	井上徹太郎	五十嵐貞一
前の所属省庁	運輸省	大蔵省
役職	大臣官房審議官	大臣官房審議官
受入時期	平成3年7月～平成7年7月	平成4年7月～平成8年7月
氏名	寺嶋 潔	堀 泰晴
前の所属省庁	運輸省	建設省
役職	運輸審議官	近畿地方建設局長
受入時期	平成5年7月～平成12年6月	平成6年11月～平成9年9月
氏名	福島 義章	秦野 裕
前の所属省庁	運輸省	運輸省
役職	航空局飛行場部長	海上保安庁長官
受入時期	平成7年7月～平成11年6月	平成8年7月～平成9年8月
氏名	天野 俊彦	土坂 泰敏
前の所属省庁	大蔵省	運輸省
役職	大臣官房付 (財政金融研究所長)	海上保安庁長官
受入時期	平成8年7月～平成10年7月	平成9年9月～現在
氏名	矢島 隆	水盛 五実
前の所属省庁	建設省	大蔵省
役職	大臣官房技術審議官	印刷局長
受入時期	平成9年10月～現在	平成10年7月～平成13年6月
氏名	石井 幸男	内田 陽一
前の所属省庁	運輸省	建設省
役職	運輸政策局観光部長	大臣官房審議官
受入時期	平成11年7月～平成13年5月	平成11年9月～現在
氏名	澤田 謙	辻 通明
前の所属省庁	運輸省	国土交通省
役職	大臣官房技術審議官	総合政策局次長
受入時期	平成12年7月～現在	平成13年5月～現在

平成十四年三月二十一日提出
質問 第五二号

製造物責任(P.L.)法施行にともない設立された裁判外紛争処理(ADR)機関であるいわゆるP.L.センターの中立性に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

製造物責任(P.L.)法施行にともない設立された裁判外紛争処理(ADR)機関であるいわゆるP.L.センターの中立性に関する質問主意書

官報(号外)

一九九五年七月一日に施行された製造物責任法が成立した際の衆議院商工委員会及び参議院商工委員会では附帯決議がなされた。衆議院では「裁判によらない迅速公正な被害救済システムの有効性にかんがみ、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」、参議院では「被害の迅速かつ簡便な救済を図るために、裁判外の紛争処理体制の整備を求めていた。特に衆議院の附帯決議では、「迅速公正」をうたっている。

これを受けて、裁判外紛争処理機関(いわゆるP.L.センター)が設立された。

住宅部品P.L.センター、家電製品P.L.センター、自動車製造物責任相談センター、ガス石油機器P.L.センター、消費生活用製品P.L.センター、医薬品P.L.センター、防災製品P.L.センター、清涼飲料相談センター、玩具P.L.センター、日本化粧品工業連合会・P.L.相談室、プレジャーポート製品相談室などである。

そこで質問する。

一 右に列挙した十三のP.L.センターは、附帯決

議の「裁判によらない迅速公正な被害救済システムの有効性にかんがみ、裁判外の紛争処理体制を充実強化」の一環として設立されたものか否か。

二 右に列挙した十三のP.L.センターのうち、廃止されたものはどれか。設立時期と廃止時期、また廃止の理由をお示し願いたい。

三 右に列挙した以外のP.L.センターが存在するか。存在するのであれば、そのすべてをお示し願いたい。

四 右に列挙したP.L.センター(廃止分は除く)と三でお示し頂いた、P.L.センター、それぞれのP.L.センターごとに以下、お尋ねする。

①職員の人数 設立時期、組織形態(財團、業界団体の一部門、任意団体など)②職員のうち、出向者は何人か、③その出向元はどこか。具体的な法人名でお示し願いたい、④出向者以外の職員の前職は何か。所属していた組織の具体的な法人名をお示し願いたい、⑤職員の給与はどうこの団体が支払っているのか。職員ごとにお示し願いたい。

※①②③④⑤に関しては、職員を相談員と非相談員とに分けてお示し願いたい。

⑥事務所の所有者は誰か、⑦業界団体から、ヒト・モノ・カネ(財源などの)の部分で独立してい

るか否か、⑧過去5年間の年間ごとの相談件数、⑨過去5年間の相談件数のうち、相談内容を当該メーカーに連絡して、交渉するように指示する、いわゆる相対交渉を求めたものは何件あるか。年ごとにお示し願いたい、⑩過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、いわゆる調停及び裁定にかけられたものは何件あるか。年ごとにお示し願いたい、⑪

過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、いわゆる調停及び裁定にかけられたものうち、成立した件数、不成立だった件数を年ごとにお示し願いたい。⑫相談者へのアンケートをして、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法をお示し願いたい、⑬

悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことはあるか。あるのであれば、そのすべての内容とメーカー名、製品名、公表時期をお示し願いたい、⑭相対交渉やあっせんなど、職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などに報告しているか否か、⑮あっせん、調停あるいは裁定の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか。公表しているのであれば、その事例すべてをお示し願いたい、⑯前記⑬及び⑮でメーカー名、製品名を公表することが無い場合、その理由は何か、⑰中立・公正をうたっているか、⑯今後、中立性を担保するため見直す施策はあるか、あればお示し願いたい、⑲それぞれ十八の質問について、回答が不可能な場合、質問ごとにその回答不可能な理由をお示し願いたい。

右質問する。

※①②③④⑤に關しては、職員を相談員と非相談員とに分けてお示し願いたい。

二について

御指摘の十三の機関は、製造物責任法(平成六年法律第八十五号)の成立に際しての国会における附帯決議も踏まえ、裁判外の紛争処理体制の充実強化の一環として設立されたものであると認識している。

一について

御指摘の十三の機関のうち、清涼飲料相談センターは、平成七年八月十一日に社団法人全国清涼飲料工業会に設置され、平成十一年七月十三日に廃止されたものと承知している。廃止された理由は、同センターは、①当事者の一方又は双方の申立てを受けての清涼飲料に係る紛争の調停、②清涼飲料に係る紛争についての相談への対応、交渉の促進及びあっせん並びに③清涼飲料に対する正しい知識の普及を業務とする機関として設置され、裁判外の紛争処理を行う機関としての位置付けを有していたが、その中心となる①の業務について中立でが皆無であったことから、そのような機関を存続させる必要がないと判断されたためであると承知している。

三について

製造物責任に關し、裁判外の紛争処理を行つ機関は、御指摘の十三の機関以外にインテリアP.L.センターがあると承知している。

四について

お尋ねの点について、御指摘の機関から本年三月二十五日現在の状況を聽取したところ、別表のとおりであった。

[別紙]

衆議院議員長妻昭君提出製造物責任(P.L.)法施行にともない設立された裁判外紛争処理(ADR)機関であるいわゆるP.L.センターの中立性に関する質問に対する答弁書

別表

住宅部品PLセンター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 2名 (非相談員) 0名 ... (注1) 平成6年9月 財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの一部門
② 出向者数	(相談員) 2名
③ 出向元	(相談員) 財団法人ベターリビング
④ 出向者以外の職員の前所属	出向者以外の職員はない。
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員) 財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
⑥ 事務所所有者	学校法人上智学院
⑦ 業界団体からの独立性	職員については、財団法人ベターリビングからの出向者であるが、同法人は、特定の業界を代表する団体ではない。財源については、財団法人ベターリビングからの受託業務に係る収入等の事業収入によっている。また、調停等を行う紛争審査委員会は、法律関係、建築関係及び消費者問題関係の有識者並びに行政関係者で構成されており、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 452件 平成9年度 309件 平成10年度 506件 平成11年度 585件 平成12年度 118件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数(注2)	相対交渉を求めた件数については、集計していない。
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数(注3)	平成8年度 1件 平成9年度 0件 平成10年度 1件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数(注4)	平成8年度 成立1件 不成立0件 平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立1件(成立したのは(11年度)) 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	主な相談やあっせんの事例をまとめ、外部の法律専門家等を委員とし、調停等を行う紛争審査委員会の委員に報告している。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑭で公表することがない場合、その理由	生命、身体に係る危害の未然防止や再発防止を図る上で必要と判断される場合等には、企業名の公表を行うことができるとしているが、これまでに該当事案がないため、公表した事例はない。
⑰ 中立・公正の表明	ホームページ等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

(注1) 相談員とは相談業務に従事する者をいい、非相談員とはそれ以外の者をいう。以下同じ。

(注2) 相対交渉とは、裁判外の紛争処理を行う機関が、消費者の相談を受けて、消費者の了承を得た上で、企業に取次ぎをし、その後適宜進ちょく状況を確認するという形で行う企業と消費者との話し合いをいう。以下同じ。

(注3) 調停等とは、両当事者の主張の調整を行い、和解案を提示して紛争の解決を図ることをいう。以下同じ。

(注4) 成立とは当事者で合意に至る場合をいい、不成立とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。

官 報 (号 外)

家電製品PLセンター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 3名 (非相談員) 3名 平成7年3月 財団法人家電製品協会の一部門
② 出向者数	(相談員) 2名 (非相談員) 2名
③ 出向元	(相談員) ソニー株式会社、三洋電機株式会社 (非相談員) 三菱電機株式会社、シャープ株式会社
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 日本ビクター株式会社 (非相談員) 株式会社日立製作所
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) 出向者に対しては、財団法人家電製品協会から職員の役務提供料を出向元法人に支払い、出向元法人が職員へ給与を支払っている。 出向者以外に対しては、財団法人家電製品協会。
⑥ 事務所所有者	有限会社八束
⑦ 業界団体からの独立性	財源は13工業会からの拠出によっている。しかし、職員は家電製品PLセンターに専従している。また、調停等を行う審査会委員には業界出身者はいるが、法律関係、技術関係及び消費者問題関係の有識者が構成されており、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 1,222件 平成9年度 1,053件 平成10年度 1,022件 平成11年度 1,147件 平成12年度 1,555件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 31件 平成9年度 31件 平成10年度 44件 平成11年度 61件 平成12年度 69件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数	平成8年度 0件 平成9年度 0件 平成10年度 1件 平成11年度 0件 平成12年度 1件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立0件 不成立0件 平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立1件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立1件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	平成12年度に実施 調査方法：郵送調査(112件発送、回答64件) 結果：非常に満足38%、満足30%、わからない20%、不満足11%、回答なし2%
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	外部の法律専門家等を委員とし、調停等を行う審査会等に報告している。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑭で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

官 報 (号 外)

財団法人自動車製造物責任相談センター

平成十四年四月九日 衆議院会議録第一二二号 議長の報告

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 7名 (非相談員) 3名 平成7年4月 財団法人
② 出向者数	(相談員) 7名 (非相談員) 3名
③ 出向元	(相談員) トヨタ自動車株式会社、日产自動車株式会社、本田技研工業株式会社、三菱自動車工業株式会社 (非相談員) 社団法人日本自動車工業会、トヨタ自動車株式会社
④ 出向者以外の職員の前所属	出向者以外の職員はいない。
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) 財団法人自動車製造物責任相談センターが職員の派遣費用を出向元法人に支払い、出向元法人が職員へ給与を支払っている。
⑥ 事務所所有者	森ビル株式会社
⑦ 業界団体からの独立性	財団法人自動車製造物責任相談センターは特定の業界を代表する団体ではない。 財源は社団法人日本自動車工業会等の業界団体からの拠出によっている。しかし、和解のあっせん及び紛争の審査を行う審査委員会は、法律関係、技術関係及び消費者問題関係の有識者で構成されており、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 1,962件 平成9年度 1,925件 平成10年度 1,777件 平成11年度 1,843件 平成12年度 2,966件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 348件 平成9年度 442件 平成10年度 547件 平成11年度 625件 平成12年度 939件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数	平成8年度 6件 平成9年度 8件 平成10年度 12件 平成11年度 2件 平成12年度 2件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立5件 不成立1件 平成9年度 成立8件 不成立0件 平成10年度 成立11件 不成立1件 平成11年度 成立1件 不成立1件 平成12年度 成立0件 不成立2件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	平成10年度に実施 調査方法：郵送調査(493件発送、回答数251件) 結果：非常に満足した18%、満足した43%、わからない16%、不満足だった23%、回答なし0% 平成12年度に実施 調査方法：郵送調査(584件発送、回答数305件) 結果：相談員の対応は公平51%、普通28%、わからない14%、不公平7%、回答なし0%
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	相談員が行った相談の結果概要を、外部の法律専門家等を委員とし、和解のあっせん及び紛争の審査を行う審査委員会に報告している。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑭で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

官 報 (号 外)

平成十四年四月九日 衆議院会議録第二十二号 議長の報告

ガス石油機器PLセンター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 4名 (非相談員) 1名 平成7年4月 任意団体
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 技術士事務所、三鷹市役所、主婦 (非相談員) 社団法人日本ガス石油機器工業会
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) ガス石油機器PLセンター
⑥ 事務所所有者	社団法人日本ガス石油機器工業会
⑦ 業界団体からの独立性	財源は社団法人日本ガス石油機器工業会及び社団法人日本厨房工業会からの拠出によっている。しかし、職員は、紛争処理を公正に実施するとの観点から両団体とは独立して採用されており、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 1,900件 平成9年度 2,338件 平成10年度 2,390件 平成11年度 2,433件 平成12年度 2,645件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 182件 平成9年度 66件 平成10年度 41件 平成11年度 34件 平成12年度 30件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数	平成8年度 1件 平成9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 1件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立1件 不成立0件 平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立1件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	平成10年度に実施 調査方法：郵送調査(150件発送、回答数68件) 結果：非常に満足42%、満足49%、わからない6%、不満足4%、回答なし0%
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	外部の法律専門家等を委員とし、紛争につき裁定を行う裁定委員会等に報告を行っている。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑭で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレットで中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

消費生活用製品PLセンター

平成十四年四月九日

衆議院会議録第一二二号 議長の報告

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 4名 (非相談員) 3名 平成7年6月 財団法人製品安全協会の一部門
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 東邦天然ガス株式会社、消費生活アドバイザーの有資格者 (非相談員) カシオ計算機株式会社、経済産業省等
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) 財団法人製品安全協会
⑥ 事務所所有者	共同施設株式会社
⑦ 業界団体からの独立性	財団法人製品安全協会は特定の業界を代表する団体ではない。 財源は、消費生活用製品の安全性認定制度であるSGマーク制度認定手 数料等であり、職員は業界団体からの出向者等ではない。調停等を行う判 定会委員は、法律関係、技術関係、消費者問題関係及び医療関係の有識者 で構成されており、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立してい る。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 1,000件 平成9年度 931件 平成10年度 897件 平成11年度 924件 平成12年度 885件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対 交渉を求めた件数	平成8年度 38件 平成9年度 23件 平成10年度 23件 平成11年度 27件 平成12年度 31件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部 の法律専門家などを交えた、調停等に かけられた件数	平成8年度 0件 平成9年度 3件 平成10年度 1件 平成11年度 3件 平成12年度 4件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部 の法律専門家などを交えた、調停等に かけられたもののうち、成立した件 数、不成立だった件数	平成8年度 成立0件 不成立0件 平成9年度 成立3件 不成立0件 平成10年度 成立1件 不成立0件 平成11年度 成立2件 不成立1件 平成12年度 成立2件 不成立2件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足 度調査をしている場合、その結果と調 査方法	平成10年度に実施 調査方法：郵送調査(89件発送、回答数52件) 結果：非常に満足33%、満足33%、わからない10%、不満足17%、回答な し8%
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー 名及び製品名を公表したことがあるか 否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、 調停委員など外部の法律専門家などへ 報告しているか否か	外部の法律専門家等を委員とし、紛争の調停等に関する事項等を審議す る運営委員会に報告している。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メー カーナイ製品名を出して公表している か否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場 合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として 機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表して いない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す 施策	現段階では特にない。

官 報 (号 外)

化学製品PL相談センター

平成十四年四月九日

衆議院会議録第一二二号 議長の報告

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 2名 (非相談員) 0名 平成7年6月 社団法人日本化学工業協会の一部門		
② 出向者数	出向者はいない。		
③ 出向元			
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 具体的な所属については、個人に関する情報であり、お示しできないが、関係業界に所属していない者を採用したものである。		
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員) 社団法人日本化学工業協会		
⑥ 事務所所有者	住友不動産株式会社		
⑦ 業界団体からの独立性	財源は業界団体及び会員企業からの拠出によっている。しかし、職員は化学製品PL相談センターに専従している。また、運営に当たって、中立性に関する対外的な信頼の醸成、確保の観点から業務を監督する学識経験者、消費者代表及び産業界代表で構成された運営協議会を設置しており、運営の独立性は確保されている。		
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 1,080件 平成9年度 1,080件 平成10年度 1,002件 平成11年度 857件 平成12年度 864件		
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 25件 平成9年度 48件 平成10年度 18件 平成11年度 7件 平成12年度 6件		
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数	平成8年度 0件 平成9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件		
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立0件 不成立0件 平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件		
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	平成10年度に実施 調査方法：郵送調査(50件発送、回答数27件) 結果：非常に満足19%、満足41%、わからない19%、不満足22%、回答なし0%		
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。		
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	報告を行っていない。		
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。		
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。		
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。		
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。		

生活用品PLセンター

平成十四年四月九日
衆議院会議録第二十二号
議長の報告

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 3名 (非相談員) 0名 平成7年7月 財団法人生活用品振興センターの一部門
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 東京測範株式会社等
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員) 財団法人生活用品振興センター
⑥ 事務所所有者	東燃ゼネラル石油株式会社
⑦ 業界団体からの独立性	財源は、財団法人生活用品振興センターが保持している集合検査場の販売料等によっている。また、調停等を行う調停委員会は、法律関係、技術関係及び消費者問題関係の有識者が構成されており、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 838件 平成9年度 743件 平成10年度 727件 平成11年度 761件 平成12年度 784件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 56件 平成9年度 37件 平成10年度 46件 平成11年度 16件 平成12年度 10件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数	平成8年度 0件 平成9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立0件 不成立0件 平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立9件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	平成10年度に実施 調査方法：郵送調査(220件発送、回答数52件) 結果：非常に満足21%、満足37%、わからない29%、不満足13%、回答なし0%
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	あっせん等が不調に至った事項に対し調停等を行う調停委員会の法律専門家に報告を行っている。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑭で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	対応・相談等に当たっては、中立・公正を心掛けている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

官 報 (号 外)

医薬品PLセンター

平成十四年四月九日

衆議院会議録第二十二号 議長の報告

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 2名 (非相談員) 1名 平成7年7月 日本製薬団体連合会(任意団体)の付設機関
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 製薬企業、調剤薬局 (非相談員) 人材派遣会社
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) 医薬品PLセンター
⑥ 事務所所有者	三井不動産株式会社
⑦ 業界団体からの独立性	財源は日本製薬団体連合会加盟団体からの会費収入によっている。しかし、職員は医薬品PLセンターの職員として採用されており、また、調整・あっせんを行うPL審査会は、法律関係、医薬関係、消費者問題関係の有識者で構成されており、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 464件 平成9年度 482件 平成10年度 539件 平成11年度 435件 平成12年度 395件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 34件 平成9年度 31件 平成10年度 21件 平成11年度 22件 平成12年度 26件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数	平成8年度 3件 平成9年度 6件 平成10年度 2件 平成11年度 1件 平成12年度 1件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立3件 不成立0件 平成9年度 成立5件 不成立1件 平成10年度 成立2件 不成立0件 平成11年度 成立1件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立1件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	相対交渉仲介事例、調整・あっせん事例については、外部の法律専門家等を委員とし、調整・あっせんを行うPL審査会に報告している。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑭で公表することがない場合、その理由	当事者間の信頼を確保し、交渉を円滑に行う観点から公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。
⑲ 質問に対する回答が不可能な場合の理由	④については、個人に関する情報であるため、具体的な所属についての回答は差し控えたい。

官 報 (号 外)

防災製品PLセンター

平成十四年四月九日 衆議院会議録第一二一號 議長の報告

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 1名 (非相談員) 1名 平成7年6月 財団法人日本消防設備安全センターの一部門
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員・非相談員) 具体的な所属については、個人に関する情報であり、お示しできないが、関係業界に所属していない者を採用したものである。
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) 財団法人日本消防設備安全センター
⑥ 事務所所有者	財団法人日本消防協会
⑦ 業界団体からの独立性	財団法人日本消防設備安全センターは特定の業界を代表する団体ではない。 職員は財団法人日本消防設備安全センターにより採用された者であり、財源は財団法人日本消防設備安全センターの会員からの会費収入、事業収入等によっている。また、調停等を行う紛争処理委員会は、法律関係、消費者問題関係及び消防防災に関する学術関係の有識者で構成され、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 121件 平成9年度 69件 平成10年度 76件 平成11年度 29件 平成12年度 47件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 0件 平成9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数	平成8年度 0件 平成9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立0件 不成立0件 平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
⑬ 惡質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	報告していない。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

官 報 (号 外)

玩具PLセンター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 2名 (非相談員) 0名 平成7年7月 社団法人日本玩具協会の一部門
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 司法書士事務所等
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員) 社団法人日本玩具協会
⑥ 事務所所有者	財団法人日本文化用品安全試験所
⑦ 業界団体からの独立性	財源は社団法人日本玩具協会に所属する会員からの会費収入によっている。しかし、相談対応等に当たっては中立・公正を心掛けている。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 136件 平成9年度 148件 平成10年度 107件 平成11年度 156件 平成12年度 84件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 129件 平成9年度 139件 平成10年度 102件 平成11年度 147件 平成12年度 83件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数	平成8年度 0件 平成9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立0件 不成立0件 平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	報告していない。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	相談対応等に当たっては中立・公正を心掛けている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

平成十四年四月九日 衆議院会議録第二十一号 議長の報告

官 報 (号 外)

日本化粧品工業連合会 P L 相談室

平成十四年四月九日 衆議院会議録第一二二号 議長の報告	① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 5名 (非相談員) 0名 平成7年7月 日本化粧品工業連合会(任意団体)の一部門 日本化粧品工業連合会は東京、中部、近畿の各化粧品工業会(任意団体)から構成されており、各工業会にそれぞれ相談員を配置している。
	② 出向者数	出向者はいない。
	③ 出向元	
	④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 日本メナード化粧品株式会社、経済産業省、大阪府庁等
	⑤ 職員の給与の支払元	(相談員) 日本化粧品工業連合会の構成団体(東京、中部、近畿の各化粧品工業会)が職員へ給与を支払っている。
	⑥ 事務所所有者	株式会社発明協会、愛知県化粧品協同組合、株式会社化粧品工業会館
	⑦ 業界団体からの独立性	財源は日本化粧品工業連合会の構成団体である東京、中部、近畿の各化粧品工業会からの拠出によっている。しかし、相談対応等に当たっては、中立・公正を心掛けている。
	⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 31件 平成9年度 46件 平成10年度 43件 平成11年度 46件 平成12年度 20件
	⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 13件 平成9年度 13件 平成10年度 10件 平成11年度 18件 平成12年度 16件
	⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数	平成8年度 0件 平成9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
	⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立0件 不成立0件 平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
	⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
	⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことない。
	⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	報告していない。
	⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
	⑯ ⑬及び⑮で公表することができない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
	⑰ 中立・公正の表明	相談対応等に当たっては、中立・公正を心掛けている。
	⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

官 報 (号 外)

平成十四年四月九日

衆議院会議録第二十二号

議長の報告

プレジャーボート製品相談室

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 3名 (非相談員) 1名 平成9年7月 社団法人日本舟艇工業会の一部門
② 出向者数	(相談員) 2名
③ 出向元	(相談員) プレジャーボート製造会社
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) プレジャーボート製造会社 (非相談員) 国家公務員
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) 社団法人日本舟艇工業会
⑥ 事務所所有者	浅野商事株式会社
⑦ 業界団体からの独立性	財源は社団法人日本舟艇工業会会員からの会費収入及び事業収入である。運営全般に関しては、法律関係、ユーザー関係等の有識者及び業界代表で構成される運営評議委員会が担っている。運営評議委員会は技術的な事項を審議するため業界代表を含んでいるものの、中立性の確保に努めている。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成9年度 25件 平成10年度 29件 平成11年度 9件 平成12年度 12件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成9年度 11件 平成10年度 14件 平成11年度 7件 平成12年度 5件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数	平成9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	外部の法律専門家等を委員とし、運営全般にかかる事項を担う運営評議委員会に報告している。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	組織と業務全般について規定した組織・業務指針において、中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。
⑲ 質問に対する回答が不可能な場合の理由	③及び④については、個人に関する情報であるため、具体的な所属についての回答は差し控えたい。

官 報 (号 外)

平成十四年四月九日 衆議院会議録第二十二号 議長の報告

インテリアPLセンター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 1名 (非相談員) 0名 平成7年11月 日本壁装協会(任意団体)の一部門
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 総合建材メーカー
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員) 日本壁装協会
⑥ 事務所所有者	日本壁装協会
⑦ 業界団体からの独立性	財源は壁紙の製造・流通業者からの拠出によっている。しかし、相談対応等に当たっては中立・公正を心掛けている。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 31件 平成9年度 26件 平成10年度 28件 平成11年度 22件 平成12年度 27件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 0件 平成9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数	平成8年度 0件 平成9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立0件 不成立0件 平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	外部の法律専門家に報告している。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。
⑲ 質問に対する回答が不可能な場合の理由	④については、個人に関する情報であるため、具体的な所属についての回答は差し控えたい。

(答弁通知書受領)

一、去る五日、内閣から、衆議院議員東洋三君提
出自動車、自動二輪車の盗難防止、被害対策に
関する質問に対して、質問事項について検討す
る必要があり、これに日時を要するため、平成
十四年五月十五日までに答弁する旨の国会法第
七十五条第一項後段の規定による通知書を受領
した。

土壌汚染対策法案

右

国会に提出する。

平成十四年一月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

土壌汚染対策法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 土壌汚染状況調査(第三条・第四条)
- 第三章 指定区域の指定等(第五条・第六条)
- 第四章 土壌汚染による健康被害の防止措置
(第七条・第九条)
- 第五章 指定調査機関(第十一条・第十九条)
- 第六章 指定支援法人(第二十条・第二十八条)
- 第七章 雑則(第二十九条・第三十七条)
- 第八章 罰則(第三十八条・第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質(放射性物質を除く。)であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「土壌汚染状況調査」とは、次条第一項及び第四条の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。

第二章 土壌汚染状況調査

第三章 指定区域の指定等(第五条・第六条)

第四章 土壌汚染による健康被害の防止措置
(第七条・第九条)

第五章 指定調査機関(第十一条・第十九条)

第六章 指定支援法人(第二十条・第二十八条)

第七章 雑則(第二十九条・第三十七条)

第八章 罰則(第三十八条・第四十二条)

二項第一号に規定する物質(特定有害物質であ
るものに限る。)をその施設において製造し、使
用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)

するものに限る。)をその施設において製造し、使
用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)

3 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項
の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし
たときは、政令で定めるところにより、その者
に対し、その報告を行い、又はその報告の内容
を是正すべきことを命ずることができる。

(土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあ
る土地の調査)

第四条 都道府県知事は、前条第一項本文に規定
するもののほか、土壌の特定有害物質による汚
染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあ
るものとして政令で定める基準に該当する土
地があると認めるときは、政令で定めるところ
により、当該土地の土壌の特定有害物質による

汚染の状況について、当該土地の所有者等に対
し、同項の環境大臣が指定する者に同項の環境
省令で定める方法により調査させて、その結果
を報告すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の土壌の特定有害物質
による汚染の状況の調査及びその結果の報告
(以下この項において「調査等」という。)を命じ
ようとする場合において、過失がなくて当該調
査等を命すべき者を確知することができず、か
つ、これを放置することが著しく公益に反する

する者に環境省令で定める方法により調査させ
て、その結果を都道府県知事に報告しなければ
ならない。ただし、環境省令で定めるところに
より、当該土地について予定されている利用の
方法からみて土壌の特定有害物質による汚染に
より人の健康に係る被害が生ずるおそれがない
旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この
限りでない。

合その他有害物質使用特定施設である工場又は事業場の敷地であった土地の調査)
第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係
るものに限る。)の使用の廃止の届出を受けた場
合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止さ
れたことを知った場合において、当該有害物質
使用特定施設を設置していた者以外に当該土地
の所有者等があるときは、環境省令で定めると
ころにより、当該土地の所有者等に対し、当該

と認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該調査等をすべき旨及びその期限までに当該調査等をしないときは、当該調査を自ら行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

第三章 指定区域の指定等

(指定区域の指定等)

第五条 都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されている区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
3 第一項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。
4 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、第一項の指定に係る区域(以下「指定区域」という。)の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなったと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。

(指定区域台帳)

第六条 都道府県知事は、指定区域の台帳(以下この条において「指定区域台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

2 指定区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に必要な事項は、環境省令で定める。

3 都道府県知事は、指定区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

第四章 土壤汚染による健康被害の防止措置

(措置命令)

第七条 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する指定区域内の土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、その行為をした者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第四条第一項の規定は、都道府県知事が前二項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「当該調査等」と及び「当該調査」とあるのは、「当該汚染の除去等の措置」と読み替えるものとする。

4 第一項、第二項又は前項において読み替えて準用する第四条第一項の規定によって講ずべき汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準について同項の指定の事由がなくなったと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

(汚染の除去等の措置に要した費用の請求)

第八条 前条第一項の命令を受けた土地の所有者は、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下同じ。)に汚染の除去等の措置を講じさせることに相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについし、当該土地の所有者等に異議がないときは、この限りでない。

2 前項に規定する請求権は、当該汚染の除去等の措置を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。当該汚染の除去等の措置を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。

(土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)
第九条 指定区域内において土壤の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定期日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次各号に掲げる行為については、この限りでない。

一 第七条第一項又は第二項の規定による命令に基づく汚染の除去等の措置として行う行為(汚染の除去等の措置に要した費用の請求)
二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

三 指定区域が指定された際に着手していた行為

四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事は、その旨を届け出なければならない。

3 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の届出があった場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

第五章 指定調査機関

(指定の申請等)

第十一条 第三条第一項の指定は、環境省令で定めることにより、土壤汚染状況調査を行おうと

する者の申請により行う。

2 環境大臣は、第三条第一項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであることを。

2 環境大臣は、第三条第一項の指定を受けた者は、この法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

二 第十九条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

2 環境大臣は、前項の届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

二 第十四条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壤汚染状況調査を行わなければならない。

2 指定調査機関は、公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により土壤汚染状況調査を行わなければならない。

2 環境大臣は、前二項に規定する場合において、指定調査機関が土壤汚染状況調査を行わなければならない。

2 環境大臣は、前二項に規定する場合は、その旨を公示しなければならない。

おそれがないものであること。

(業務規程)

第十五条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査の業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、土壤汚染状況調査の業務の開始前に、環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。

(事業所の変更の届出)

第十三条 第三条第一項の指定を受けた者(以下「指定調査機関」という。)は、土壤汚染状況調査を行う事業所の所在地を変更しようとするとき

は、変更しようとする日の一週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。

2 環境大臣は、前項の届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

2 環境大臣は、指定調査機関が第十二条各号のいずれかに適合しなかつたと認めるとときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(適合命令)

第十六条 環境大臣は、指定調査機関が第十二条各号のいずれかに適合しなかつたと認めるとときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(業務の廃止の届出)

第十七条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査の業務を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(業務の廃止)

第十八条 指定調査機関が土壤汚染状況調査の業務を廃止したときは、第三条第一項の指定は、

その効力を失う。

官報(号外)

(指定の取消し)	第十九条 環境大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。
二 第十一条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。	一 第十一条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
二 第十三条第一項又は第十五条第一項の規定に違反したとき。	二 第十三条第一項又は第十五条第一項の規定による命令に違反したとき。
三 第十四条第三項又は第十六条の規定による命令に違反したとき。	三 第十四条第三項又は第十六条の規定による命令に違反したとき。
四 不正の手段により第二条第一項の指定を受けたとき。	四 不正の手段により第二条第一項の指定を受けたとき。
五 環境大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。	五 環境大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
第六章 指定支援法人	(指定)
第七十条 環境大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であって、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行う者として指定することができる。	第一十条 環境大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であって、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行う者として指定することができる。
2 環境大臣は、前項の指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定支援法人」という。)に違反したとき。	2 環境大臣は、前項の指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定支援法人」という。)に違反したとき。
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うことを推進するため、土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。	三 土壤汚染状況調査等の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。
第五章 計画等	(事業計画等)
第六章 監督命令	(監督命令)
第七章 基金	(基金)
第八章 秘密保持義務	(秘密保持義務)

第七章 雜則

(報告及び検査)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは指定区域内の土地の所有者等又は指定区域内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

第三十条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第二条第三項、第四条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第九条第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

2 前項の環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関又は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 第一項又は前項の規定により立入検査をする

職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項又は第三項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第三十一条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第二条第三項、第四条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第九条第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

第三十二条 環境大臣は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めたときは、都道府県知事又は第三十七条の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に關し必要な指示をすることができる。

一 第三条第一項の確認に関する事務

二 第三条第三項、第四条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第九条第四項の命令に関する事務

三 第四条第二項の調査に関する事務

四 第五条第一項の指定に関する事務

五 第五条第二項の公示に関する事務

六 第五条第四項の指定の解除に関する事務

七 第七条第三項において読み替えて準用する第四条第二項の汚染の除去等の措置に関する事務

八 前条第一項の協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

(資料の提出の要求等)

第三十三条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めたときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に關し意見を述べることができる。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関又は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 第一項又は前項の規定により立入検査をする

(環境大臣の指示)

第三十二条 環境大臣は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めたときは、都道府県知事又は第三十七条の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に關し必要な指示をすることができる。

一 第三条第一項の確認に関する事務

二 第三条第三項、第四条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第九条第四項の命令に関する事務

三 第四条第二項の調査に関する事務

四 第五条第一項の指定に関する事務

五 第五条第二項の公示に関する事務

六 第五条第四項の指定の解除に関する事務

七 第七条第三項において読み替えて準用する第四条第二項の汚染の除去等の措置に関する事務

八 前条第一項の協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

(國の援助)

第三十四条 国は、汚染の除去等の措置に関する事務に關し必要な指示をすることができる。

一 第三条第一項の確認に関する事務

二 第三条第三項、第四条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第九条第四項の命令に関する事務

三 第四条第二項の調査に関する事務

四 第五条第一項の指定に関する事務

五 第五条第二項の公示に関する事務

六 第五条第四項の指定の解除に関する事務

七 第七条第三項において読み替えて準用する第四条第二項の汚染の除去等の措置に関する事務

八 前条第一項の協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

(経過措置)

第三十五条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の責務を果たすために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関又は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 第一項又は前項の規定により立入検査をする

の援助に努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるに當たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

3 環境大臣は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めたときは、都道府県知事又は第三十七条の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に關し必要な指示をすることができる。

一 第三条第一項の確認に関する事務

二 第三条第三項、第四条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第九条第四項の命令に関する事務

三 第四条第二項の調査に関する事務

四 第五条第一項の指定に関する事務

五 第五条第二項の公示に関する事務

六 第五条第四項の指定の解除に関する事務

七 第七条第三項において読み替えて準用する第四条第二項の汚染の除去等の措置に関する事務

八 前条第一項の協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

(國の援助)

第三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることがで

き必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の

き必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十七条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めると

ころにより、政令で定める市(特別区を含む)の長が行うこととすることができる。

第八章 罰則

第三十八条 第三条第三項、第四条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第九条第四項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反した者

二 第二十九条第一項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条(前条第一号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

号外(号)

第四十二条 第九条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 第三条第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第十条から第十二条まで及び第十五条の規定の例により行うことができる。

2 第二十条第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第二項並びに第二十四条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

第三条 第三条の規定は、この法律の施行前に使

用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地については、適用しない。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の

施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

る。

第五条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、指定支援法人の支援業務の在り方について廃止を含めて見直しを行ふとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行により、その主な内容は次のとおりである。

1 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、その土地の土壤汚染の状況について、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべきものとする。

2 都道府県知事は、土壤汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、その土地の土壤汚染の状況について、その土地の所有者等に対し、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができるものとする。

3 都道府県知事は、土壤の汚染状態が基準に適合しない土地については、その土地の区域を指定区域として指定及び公示するとともに、指定区域の台帳を調製し、閲覧に供するものとする。

4 都道府県知事は、指定区域内の土地の土壤汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その土地の所有者等に対し、また、その土地に係る汚染行為者が明らかであつて一定の場合には

こと等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

その者に対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

5 措置命令を受けた所有者等は、その土地の汚染が他の者の行為によるものであるときは、その行為者に対し、汚染の除去等の措置に要した費用を請求することができるものとする。

6 指定区域内の土地の形質の変更をしようとする者にその施行方法等を都道府県知事に届け出ることを義務づけるとともに、都道府県知事は、その届出に係る施行方法が一定の基準に適合しないと認めるときはその計画の変更を命ずることができるものとする。

7 土壌汚染の状況の調査を行う者として環境大臣が指定する指定調査機関について、その指定手続、土壤汚染の状況調査の義務等の所要の規定を設けるものとする。

8 環境大臣は、指定区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行なう地方公共団体に対する助成金の交付等の業務を適正かつ確実に行なうことができると認められる者を、指定支援法人として指定できるものとし、指定支援法人は、その業務に関する基金を設けるものとする。

9 環境大臣及び都道府県知事による報告及び検査、国の援助、国民の理解の増進、必要な

罰則等に關し、所要の規定を設けるものとす

る。

10 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

土壤の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることにかんがみ、土壤汚染対策の実施を図るため、土壤の特定有害物質による汚染の状況調査、特定有害物質により土壤が汚染されている土地の区域の指定、当該区域内における汚染の除去等の措置の命令及び土地の形質の変更の届出その他の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案に係る修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

二 土壌汚染に対する住民の不安を解消するため、住民から土壤汚染の調査について申し出があつた場合には、適切に対応することにつき都道府県等と連携を図ること。

三 土壌汚染対策の実効性を確保するため、土壤汚染に関する情報の整備に積極的に取組むことにつき都道府県等と連携を図ること。

四 操業中の工場等から汚染又は汚染のおそれのある土壤が搬出されることにより土壤汚染が拡散しないよう、各事業者の取組みを促すことにつき都道府県等と連携を図ること。また、汚染された土壤の処分については、廃棄物処理法の取扱いについて早急に検討を進めること。

五 指定区域台帳に必要な事項を環境省令で定めるに当たっては、土壤汚染の状況、汚染の除去等の措置の実施状況等について記載する

平成十四年四月五日

環境委員長 大石 正光

衆議院議長 編賀 民輔殿
〔別紙〕

等、情報の透明性に十分配慮すること。

六 土壌汚染対策において、情報の公開とリスクコミュニケーションの重要性に鑑み、指定区域、土壤汚染調査及び汚染の除去等の措置の結果等を公開することにつき都道府県等と連携を図ること。

七 指定調査機関が行う土壤汚染状況調査の方法を環境省令で定めるに当たっては、土壤汚染状況調査の信頼性が担保される基準となるよう配慮するとともに、適正に調査が行われるよう指定調査機関を指導・監督すること。

八 中小企業等が行う汚染の除去等の措置に対し、適切な配慮をすること。

九 本法における政省令については、国民に十分理解される内容となるよう努めるとともに、周辺地域を含めた安全の確保を図るよう、技術的基準に係る省令については、技術の進展に即した最新の科学的知見を踏まえた土壤汚染対策が実施されるよう柔軟に見直していくこと。

十 土壤浄化に際して、有害化学物質や重金属類の大気中への放散を防ぎ、作業員や周辺住民の健康不安が生ずることがないよう、充分な措置を講ずること。

十一 条例等による土壤汚染対策に係る取組みを妨げることのないよう、国と都道府県等は、密右報告する。

接な連携の下に、本制度の円滑な実施に努める
こと。

十一 土壌汚染状況調査及び汚染の除去等の措置を適正かつ円滑に実施するためには、調査及び汚染の除去等の措置が簡易で低コストであることが求められることから、そのための新技術開発の促進を図ること。

十三 土壤汚染による生活環境や生態系への影響、油類等の汚染実態の把握などについて早急に科学的知見の集積に努めること。

十四 本法の規定に関しては、本制度の運用による社会的影響を見極めた上で、施行後十年以内であっても適宜、見直しを行い、制度の改善を図ること。

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十日
種郵便物認可

平成十四年四月九日 衆議院会議録第二十二号

(第七、二十一、二十二号の発送は都合により後日
となるため、第二十二号を先に発送しました。)

発行所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 送 料 別 100円)